

## 未発生期

- 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

目的：

- 1) 発生に備えて体制の整備を行う。
- 2) 関係機関との連携の下に情報収集に努める。

対策の考え方：

- 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、国及び県との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、住民及び関係者全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

## 1 実施体制

### 1-1 行動計画等の作成

- 市は、特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。

### 1-2 体制の整備

- 新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、職員の配置等必要な体制、参集基準、連絡手段等を整備する。

### 1-3 関係機関との連携強化

- 市は、県、他の市町村等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する<sup>32</sup>

## 2 情報提供・共有

### 2-1 継続的な情報提供

<sup>32</sup> 特措法第12条

- 市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種広報媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う<sup>33</sup>。
- 市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

## 2-2 体制整備

- 市は、新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた住民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、対策の実施主体を明確にする）や、広報媒体（テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とするが、情報の受取手に応じた利用可能な複数の媒体・機関を活用する）等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。
- 一元的な情報提供を行うために、情報を集約してわかりやすく継続的に提供する体制を構築する（広報担当者を中心としたチームの設置、コミュニケーション担当者間での適時適切な情報共有方法の検討等）。
- 常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制を構築する。
- 関係機関等とメールや電話を活用して、さらに可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。さらにインターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。
- 新型インフルエンザ等発生時に、住民からの相談に応じるため、相談窓口を設置する準備を進める。

## 3 予防・まん延防止

### 3-1 対策実施のための準備

#### 3-1-1 個人における対策の普及

- 市は、住民に対して、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センター<sup>34</sup>に連絡し、指示を仰ぎ、感染を拡げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。
- 新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。

<sup>33</sup> 特措法第13条

<sup>34</sup> 海外発生期から国内発生早期までの間に設置することとなっている。

### 3-1-2 地域対策・職場対策の周知

- 新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行う。また、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。

## 4 予防接種

### 4-1 特定接種の準備

- 市は、国が実施する登録事業者の登録業務について、必要に応じて協力する。

### 4-2 住民接種

- 市は、県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、当該市町村の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。
- 市は、ワクチンの円滑な接種の実施のために、あらかじめ広域的な協定を締結するなど、居住する市以外の市町村における接種を可能にするよう努める。
- 市は、国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。

### 4-3 情報提供

- 新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制といった基本的な情報について情報提供を行い、住民の理解促進を図る。

## 5 住民生活及び住民経済の安定の確保

### 5-1 物資供給の要請等

- 市は、県と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の製造・流通や運送の確保のため、製造・販売事業者、運送を行う事業者である指定（地方）公共機関等に対し、緊急物資の製造の継続と流通や運送等を実施する体制の整備の要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

### 5-2 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

- 市は、県と連携して、県内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともに、その具体的手続きを決めておく。

#### 5-3 火葬能力等の把握

- 市は、県が行う火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討や、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備することに対して、適宜、協力する。

#### 5-4 物資及び資材の備蓄等<sup>35</sup>

- 市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、管理・点検する。

---

<sup>35</sup> 特措法第10条